

秘密保持契約書

(以下、「甲」という)と特定非営利活動法人 先端医療推進機構(以下「乙」という)とは、甲が実施予定の臨床研究等に関する調査審議(以下「本業務」という)を乙の倫理審査委員会が行うにあたり、甲乙間で必要となる情報交換(以下「本目的」という)のために、次の通り秘密保持契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条 (情報の開示)

甲および乙は(以下、「開示当事者」という)、本目的に必要な情報(以下、「本秘密情報」という)を相手方(以下、「受領当事者」という)に開示する。

第2条 (秘密の保持)

受領当事者は本契約締結の事実および本契約に基づき知り得た相互の業務上の秘密を第三者に開示または漏洩してはならない。

受領当事者は、開示当事者から開示された本秘密情報および本検討の結果を秘密に保持するものとし、開示当事者から事前の承諾を得ることなく第三者に開示してはならない。但し、次のものについてはこの限りではない。

- 開示された時点で、既に公知であるもの
- 開示された時点で、既に受領当事者が所有していたもので、それを書面で証明できるもの
- 開示された後に、受領当事者の過失によらずして公知となったもの
- 受領当事者が正当な権限を有する第三者より何ら秘密保持義務を負わず合法的に取得したもの
- 行政当局から正当に開示を求められたもの

第3条 (秘密情報の管理)

- 本業務の準備ならびに実施に際し、受領当事者は開示当事者から預託された本秘密情報(資料、データ等)の保管について、滅失、盗難、漏洩のないように万全の措置を講ずるものとする。
- 受領当事者は開示当事者から預託された本秘密情報を本業務に携わる者が必要とする部数以上に複製し、本業務にかかわらない受領当事者の従業員に伝達し、または第三者に移転、譲渡、貸与してはならない。
- 本業務終了後または開示当事者から要請があった際には、受領当事者は、開示当事者から預託したすべての本秘密情報(複製を含む)を速やかに返却するものとする。

秘密保持契約書

第4条（損害賠償）

受領当事者が本契約に定める条項に違反し開示当事者に損害を与えた場合には、開示当事者は受領当事者にその損害の賠償を求めることができるものとする。

第5条（秘密保持期間）

本契約に基づく本秘密情報の秘密保持期間は、原則として無期限とする。なお、本業務の委託契約に至らなかった場合においても、同様とする。

第6条（有効期間）

本契約の有効期間は、契約締結日から2年間とする。ただし、本契約終了又は解除の後、第2条、第3条及び第4条は、有効に存続するものとする。

第7条（協議）

本契約に定めのない事項、または疑義を生じた事項については甲乙誠意をもって協議のうえ解決するものとする。

以上、本契約成立の証として本書正本2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各々その1通を保有する。

西暦 年 月 日

甲：

印

乙：愛知県名古屋市北区大蔵町40番地
特定非営利活動法人 先端医療推進機構

理事長 林 依里子 印